

令和元年度第1回 草津市上下水道事業運営委員会

質問回答

Q. 水道事業への一般会計からの繰入金については、何%の交付税措置がありますか。

A. 上下水道事業では、一般会計からの繰入金がありますが、国からの交付税措置の割合は繰り入れられる項目によって異なり、多種あります。

水道事業に関しては、ロクハ浄水場の耐震補強工事に係る費用のうち、25%を総務省の基準に基づき一般会計から繰り入れています。また、繰入金額のうち、50%分は国から市への交付税措置があります。

なお、下水道事業に関しては、下水道整備のために借り入れた企業債の返済に係る費用の一部を、一般会計から繰り入れています。企業債の種類は多種ありますが、総務省の基準に基づく繰入金については、その種類により30%~100%分の交付税措置があります。また、琵琶湖の水質保全のために行っている高度処理に係る費用についても、繰入金額の70%分の交付税措置があります。